住宅改修を行うにあたって

既存住宅の問題点をチェック

玄関まわりや浴室まわりの段差、手すりの有無や滑りやすい床など、既存住宅には様々な問題点が存在します。この問題点を解決することが、安心・安全へとつながり、快適な生活を送るための手助けとなります。住宅改修と福祉用具の利用を併せて「安心・安全」を見直し、住宅改修を行うようにしましょう。

住宅改修の必要性

介護者が住みなれた住宅で自立した生活を続けていくためには、身体の状態に合わせた住宅改修が必要です。このような住宅改修に関わる費用は上限20万円まで介護保険制度で補助されます。複数回に分けて利用することも可能です。
介護者の身体の状態をよく把握して、生活行為全体を考慮した住宅改修プランを立てましょう。その際は介護者本人と一緒にプランの作成をし、安心・安全な生活を続けられるよう、納得のゆく住宅改修を行なってください。



介護保険で提供される住環境整備に関するサービス

特定福祉用具購入（1年間〈4月～翌3月〉で上限10万円）　※指定業者からの購入が対象となります。

1 腰掛便座
和式トイレに置くもの・補高便座・ポータブルトイレなど



2 自動排泄処理装置の交換可能部品
尿や便の経路となる部品



3 入浴補助用具
入浴用いす・すのこ・移動台・介助ベルト



4 簡易浴槽
工事を伴わないもの
移動浴槽



5 移動用リフトのつり具部分
リフトに取り付けるつり具部分



6 排泄予測支援機器
7 スロープ　**8 歩行器**
9 歩行補助つえ　貸与と購入の選択

住宅改修（上限20万円・事前申請が必要です）　※指定業者からの購入が対象となります。

1 手すりの取り付け
トイレ・浴室・廊下への設置など



2 段差や傾斜の解消
三角材・小踏台の設置・敷居の平滑化・交換など



3 滑り止め床材の変更
浴室床のノンスリップ化・板床材の変更など



4 引き戸へ取り替え・新設および撤去
居室・玄関・トイレ・浴室などの扉の改修



5 洋式便器への取替え
和式便器から洋式便器へ取替え



6 転落防止柵の設置
段差や傾斜の解消に付帯する工事のみ。



7 上記改修に付帯して必要な工事　手すり取付けのための壁下地補強、便器取替えに伴う便所床の改修など